

令和8年度青森県鳥獣被害防止対策実践支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、野生鳥獣による農作物被害の低減を図るため、県内の農業協同組合及び農業者団体（複数の農業者により構成され、規約等を有し、継続的に活動を行う団体をいう。）が行う鳥獣被害防止対策の実践のため捕獲機材等の導入事業（以下「青森県鳥獣被害防止対策実践支援事業」という。）に要する経費について、令和8年度予算の範囲内において、青森県鳥獣被害防止対策実践支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、青森県補助金等の交付に関する規則（昭和45年3月青森県規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象経費等)

第2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助金の額及び採択要件は、別表のとおりとする。

(申請書等)

第3 規則第3条第1項の申請書は、第1号様式によるものとする。

2 規則第3条第2項及び第3項の規定により前項の申請書に添付しなければならない書類は次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（第1号様式別紙）
- (2) 導入機材等に係るカタログ等
- (3) 導入機材等に係る見積書

3 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の着手は、原則として、県からの補助金交付決定通知を受けて行うものとするが、効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情により、補助金交付決定の前に着手する必要がある場合は、次の事項に留意の上、その理由を明記した交付決定前着手届（第2号様式）を知事に提出するものとする。

- (1) 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって、実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、申請者が負担すること。
- (2) 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- (3) 本届により本事業が必ずしも補助対象となることを認めるものではないこと。
- (4) 本事業の着手から補助金交付決定を受けるまでの期間においては、事業の計画変更は行わないこと。

(補助金の交付の条件)

第4 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条の規定により付された条件となるものとする。

- (1) 補助事業について、別表に定める重要な変更を加える場合において、事業変更承認申請書（第3号様式）を知事に提出してその承認を受けること。

- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合において、その理由を記載した事業中止（廃止）承認申請書（第3号様式）を知事に提出してその承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合において、速やかにその旨を知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業の状況、経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、補助事業が完了した年度の翌年度の初日から起算して5年間（第10に規定する財産がある場合には、第11に規定する期間）保管しておくこと。
- (5) 補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助事業の目的に従って使用し、その効率的な運用を図ること。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について財産管理台帳（第4号様式）その他関係書類を第11に規定する期間、整備保管すること。
- (7) 規則第13条の規定による補助金の額の確定後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情が生じた場合は、速やかにその旨を知事に報告してその指示を受けること。
- (8) 規則第19条本文の規定により知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合において、知事の定めるところにより、その収入の全部又は一部を県に納付すること。
- (9) 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をするときは、入札を行い、又は2者以上の見積書を徴すること。ただし、緊急の必要があるとき、又はその性質上、これらの方法により難しい場合は、この限りでない。

（申請の取下げの期日）

第5 規則第7条第1項の規定による補助金の交付の申請の取下げの期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して15日を経過した日とする。

（補助金の交付方法）

第6 補助金は、補助事業の完了後交付する。ただし、知事が必要があると認めるときは、概算払により交付することができるものとする。

（補助金の請求）

第7 補助金の請求は、補助金請求書（第5号様式）を提出して行うものとする。

（状況報告）

第8 規則第10条の規定による報告は、令和8年12月31日現在の状況を記載した事業状況報告書（第6号様式）を、令和9年1月15日までに提出して行うものとする。ただし、当該期日前に規則第12条の規定による報告がされた場合は、その提出を要しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助事業の適正な執行を図るため、知事が必要があると認めるときは、補助金の交付を受ける者に対して事業状況報告書（第6号様式）の提出を求めることができる。

(実績報告)

第9 規則第12条の規定による報告は、補助事業の完了の日（補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その日）から起算して30日を経過した日又は令和9年3月15日のいずれか早い期日までに事業実績報告書（第7号様式）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 事業実績書（第1号様式別紙）
- (2) 導入機材等に係る支払い証拠書類
- (3) 導入機材等に係る写真
- (4) 財産管理台帳（第4号様式）の写し
- (5) その他知事が必要と認める書類

(処分の制限を受ける財産)

第10 規則第19条第4号の規定により処分の制限を受ける財産は、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が1件当たり50万円以上の機械及び器具とする。

(処分の制限を受ける期間)

第11 規則第19条ただし書の規定により財産の処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過するまでの期間とする。

附 則

この要綱は、令和8年5月26日から施行する。

別表（第2、第4関係）

補助対象経費	補助金の額	採択要件	重要な変更										
<p>農作物被害防止を目的とし、必要に応じて構成員等に貸し出すことのできる以下の機材等の導入に要する経費 ただし、消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額とする。</p>	<p>補助対象経費の2分の1に相当する額以内の額。 ただし、1,500千円を上限とする。</p>	<p>1 導入する機材等を管理し、必要に応じて構成員等に貸し出すこと</p> <p>2 市町村と適宜連携を取りながら取組を進めること</p> <p>3 専門家、猟友会から適宜助言を受けながら取組を進めること</p> <p>4 構成員等に機材等を貸し出す際には、収穫物残渣の適正処理等、農作物被害防止に係る取組について構成員等に指導すること</p>	<p>1 補助金の額の増額又は補助金の額の20%を超える減額</p> <p>2 導入する機材等の変更</p>										
<p>1 捕獲機材</p> <p>(1) 囲いわな (2) 箱わな (3) くくりわな (4) 電気止め刺し機 (5) 保定具 (6) その他知事が必要と認めるもの</p> <p>なお、次の表に掲げる捕獲機材の購入に要する経費の上限単価（税抜き）は、それぞれ同表に掲げる額とする。</p> <table border="1" data-bbox="188 798 660 992"> <tbody> <tr> <td>囲いわな</td> <td>31 千円/m²</td> </tr> <tr> <td>箱わな（大型）</td> <td>119 千円/基</td> </tr> <tr> <td>箱わな（中型）</td> <td>88 千円/基</td> </tr> <tr> <td>箱わな（小型）</td> <td>19 千円/基</td> </tr> <tr> <td>くくりわな</td> <td>16 千円/基</td> </tr> </tbody> </table>				囲いわな	31 千円/m ²	箱わな（大型）	119 千円/基	箱わな（中型）	88 千円/基	箱わな（小型）	19 千円/基	くくりわな	16 千円/基
囲いわな	31 千円/m ²												
箱わな（大型）	119 千円/基												
箱わな（中型）	88 千円/基												
箱わな（小型）	19 千円/基												
くくりわな	16 千円/基												
<p>2 ICT機器等</p> <p>(1) わな感知・自動通信システム (2) センサーカメラ (3) 長距離無線式捕獲パトロールシステム (4) 動物行動調査用テレメトリー発信機 (5) 監視・追い払い用ドローンシステム (6) その他知事が必要と認めるもの</p>													

別表つづき

補助対象経費	補助金の額	採択要件	重要な変更																		
<p>3 侵入防止等に係る機材等</p> <p>(1) 侵入防止柵</p> <p>(2) 追い払い機材</p> <p>(3) その他知事が必要と認めるもの</p> <p>なお、次の表に掲げる侵入防止柵の購入に要する経費の上限単価（税抜き）は、それぞれ同表に掲げる額とする。</p> <table border="1" data-bbox="188 491 810 837"> <tbody> <tr> <td>電気柵（1段当たり）</td> <td>148 円/m</td> </tr> <tr> <td>ネット柵</td> <td>1,090 円/m</td> </tr> <tr> <td>高耐摩耗性樹脂ネット柵</td> <td>3,737 円/m</td> </tr> <tr> <td>金網柵</td> <td></td> </tr> <tr> <td> イノシシ用</td> <td>1,970 円/m</td> </tr> <tr> <td> シカ用</td> <td>2,790 円/m</td> </tr> <tr> <td>ワイヤーメッシュ柵</td> <td></td> </tr> <tr> <td> イノシシ用</td> <td>1,290 円/m</td> </tr> <tr> <td> シカ用</td> <td>1,950 円/m</td> </tr> </tbody> </table>	電気柵（1段当たり）	148 円/m	ネット柵	1,090 円/m	高耐摩耗性樹脂ネット柵	3,737 円/m	金網柵		イノシシ用	1,970 円/m	シカ用	2,790 円/m	ワイヤーメッシュ柵		イノシシ用	1,290 円/m	シカ用	1,950 円/m			
電気柵（1段当たり）	148 円/m																				
ネット柵	1,090 円/m																				
高耐摩耗性樹脂ネット柵	3,737 円/m																				
金網柵																					
イノシシ用	1,970 円/m																				
シカ用	2,790 円/m																				
ワイヤーメッシュ柵																					
イノシシ用	1,290 円/m																				
シカ用	1,950 円/m																				
<p>4 その他農作物被害防止に資すると知事が認める機材等</p>																					

※ 捕獲わな、侵入防止柵の仕様等については、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成20年3月31日付け19生産第9424号農林水産省生産局長通知）に定めるところに準じること。